

産業建設委員会

令和 7 年 5 月 22 日 (木)

9 時 00 分 ～ 時 分

全 員 協 議 会 室

【委 員】川上委員長、田畑副委員長、

村木委員、大谷委員、小川委員、佐々木委員、牛尾委員

【議長・委員外議員】

【執行部】

(産業経済部) 佐々木産業経済部長、久佐産業経済部参事、大谷産業振興課長、

佐々木農林振興課長、岡田農林振興課普及支援担当課長、

永見水産振興課長

【事務局】小寺書記

議題

1 執行部報告事項

(1) 楽天農業株式会社について

【農林振興課】

(2) TC 浜田農場株式会社の破産手続きの開始について

【農林振興課】

(3) 浜田漁港周辺における水産事業の調査・研究結果の報告について

【水産振興課】

(4) 瀬戸ヶ島埋立地における養殖事業の事業化に向けた調査・研究に関する協定書の締結について

【水産振興課】

(5) その他

2 行政視察レポートについて (委員間で協議)

3 その他

楽天農業株式会社について

1 内容

- ・楽天グループ株式会社は、経営資源の選択と集中を図るため、楽天農業株式会社の全株式を「株式会社 PEACE（ピース）」へ譲渡
- ・楽天農業株式会社は令和 7 年 4 月 1 日から社名を「株式会社 Revege（リベジ）」と変更し、島根県内での農業事業を継続

2 社名変更後の新社名について

株式会社 Revege（リベジ）

代表者：笹原 啓

事業内容：加工向け原料生産、青果向け生産

従業員：43 名

農場等：農場（島根県、山口県、静岡県）、加工場（愛媛県）

※上記については、楽天農業株式会社から全て引き継ぐ

3 新たな出資元について

株式会社 PEACE（岐阜県美濃加茂市）

代表者：伊佐治俊樹

事業内容：経営コンサルティング業

従業員：3 名

年商：1 億 5 千万円

4 その他

- ・現在、締結している楽天農業株式会社との有機野菜の産地づくりに関する連携協定については、新会社の株式会社 Revege（リベジ）に引き継がれます
- ・島根県を通じて、新会社である株式会社 Revege（リベジ）から県及び石見 9 市町、J A に対して 4 月中に営農計画を説明して頂く予定としております

TC 浜田農場株式会社の破産手続きの開始について

浜田市金城町においてトマト農場を経営されていた「TC 浜田農場株式会社」が、松江地方裁判所浜田支部から破産手続き開始決定を受けましたので、以下のとおり報告します。

1 破産手続きについて

- (1) 開始日時 令和 7 年 3 月 26 日(水) 午後 4 時
- (2) 破産管財人 みなみ法律事務所 弁護士 南 秀樹

2 これまでの経緯

- ・ H29. 4 TC 浜田農場(株) 法人設立
- ・ H30. 1 第 1 期ハウス完成 (10 棟)
- ・ H30. 6 栽培開始
- ・ H31. 2 第 2 期ハウス完成 (10 棟)
- ・ R2. 6 栽培用水を地下水から水道水に変更
- ・ R4. 7 燃油・肥料高騰対策、病気発生時のリスク分散のため、7 月定植の通年生産から 7 月 2 月定植の年 2 回生産へ変更
- ・ R7. 3. 26 破産手続開始の通知

3 今後の対応

- (1) 元谷団地営農への対応

整備した団地を入植者不在にしないため、トマト以外での営農の可能性も含め、県や関係機関と連携し、後継者探しを進めている。

- (2) 破産手続きへの対応

市の債権として以下のとおり松江地方裁判所浜田支部へ届出済み。

ア 農林振興課分 210, 337, 667 円

補助事業上の耐用年数未経過分の残存簿価に対する国庫補助金相当額

イ 産業振興課分 49, 813, 000 円

企業立地奨励金として交付した、

施設設備取得奨励金 43, 313, 000 円、雇用促進奨励金 6, 500, 000 円

※操業開始後 10 年以内に事業を休止したことによる浜田市企業立地促進条例第 6 条第 1 項第 2 号に基づく奨励金返還請求

浜田漁港周辺における水産事業の調査・研究結果の報告について

1 調査・研究に関する協定書概要

- (1)協定書：浜田漁港周辺における水産事業の調査・研究に関する協定書
- (2)相手方：マルハニチロ株式会社（東京都江東区豊洲三丁目 2 番 20 号）
- (3)期 間：令和 5 年 4 月 5 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（2 か年）
- (4)内 容：
 - ①浜田漁港周辺海域等における養殖事業（海面、陸上）に必要な環境、立地及び養殖可能な魚種等についての調査・研究
 - ②浜田漁港発展に資する水産事業についての調査・研究
 - ③その他必要と認める調査・研究

2 調査・研究概要

(1)海面養殖事業における調査地点

マルハニチロ(株)において以下の 3 地点を選定



- ST①：馬島防波堤付近
ST②：新北防波堤付近
ST③：瀬戸ヶ島港内

(2)調査スケジュールおよび内容

- 令和 5 年 5 月～7 月：潮流・測量・海況調査を実施。
令和 5 年 11 月：ST①についてより広範囲の測量調査を実施。
令和 5 年 11 月～令和 6 年 10 月：通年の水質調査を実施。
令和 6 年 2 月：冬場の風、波浪の状況調査を実施。

3 調査結果

項目	結果
測量調査	・起伏に富んだ海底地形を成しており、平坦な海底部は限られていた。 ・ST①の地点において潜堤の存在を確認した。 ・ST②の地点は港湾区域に隣接し、航路であり海上設備の敷設は不可。
潮流調査	・調査時は 0.2 ノット以下の緩やかな潮の流れであったが、日本海低気圧通過時等の荒天時は波浪の影響を受けやすいことを確認した。 ・ST③は三方を防波堤に囲まれた港であり、上記の海況とは異なる。
海洋調査	・溶存酸素、水質、底泥など環境面の調査を実施。事業を行うにあたり基準値を逸脱した項目は無し。 ・瀬戸ヶ島埋立地の地下海水についても基準値を逸脱した項目は無し。

4 研究結果（今後の課題および展望）

(1)海面事業

地点	課題および展望
ST①	・マグロ養殖の可能性があったことから設備の敷設図を作成したが、後に予定地付近に潜堤の存在を確認し、施設設置の障害となった。 ・現存する馬島東側沖防波堤は、養殖施設を護るためには不十分。 ・馬島東側防波堤が東に延長構築することができれば、養殖施設を敷設できるものと推察する。 ・<u>現状であっても小規模な養殖施設であれば敷設可能。</u>
ST②	・航路に隣接する港湾区域であることから水産事業は法令上困難。
ST③	・岩石の起伏が大きく、最干潮時は海面から5m未満まで岩石が羅列するため大規模な養殖施設の敷設は厳しく、ブリ、マダイ等の大型養殖魚の事業は困難。 ・<u>岩石を除去できた場合、アジ、サバ等の小型養殖事業は考えられるが、浅いがゆえに大気環境に左右される。</u>

(2)陸上事業（瀬戸ヶ島埋立地）

地点	課題および展望
瀬戸ヶ島埋立地	・<u>広大な土地および年間 18.5℃-19.0℃の地下海水があることは魅力的な土地である。</u>一方で以下の二点について懸念がある。 ①陸上養殖の選択魚となる「サーモン」においては海水温が高い。 ②かけ流し式の場合、地下海水量が不足する懸念がある。 ・外海水を用いた、トラフグ、ヒラメの養殖であれば地下海水量の懸念は解消されるが、夏季高温に備えた設備投資およびランニングコストの増加が課題となる。

5 今後について

調査研究結果より、海面養殖は小規模な養殖施設であれば可能性があり、陸上養殖は採算性の課題はあるものの広大な敷地は魅力的であるとの見解が示された。

しかしながら、当市での事業実施の判断は、マルハニチロ株が他県で進行中の陸上養殖事業の新規案件の結果を見た後となることから数年先となる見込みである。

よって、双方協議により同社との養殖事業の検討は一旦終了することとした。

終了に伴い、他の事業者との検討について同社より承諾を得ており、引き続き瀬戸ヶ島埋立地の有効活用を検討していく。

瀬戸ヶ島埋立地における養殖事業の事業化に向けた 調査・研究に関する協定書の締結について

静岡県でアトランティックサーモンの陸上養殖事業を行っている Proximar 株式会社（プロキシマー(株) 本社：横浜市）が瀬戸ヶ島埋立地での陸上養殖事業に関心を示されたため、同社と協議を行ってまいりました。その結果、瀬戸ヶ島埋立地を候補地のひとつとして決定され、事業化に向けた調査・研究を行う運びとなり、同社と協定書を締結することとなりましたので報告します。

1 協定の名称

瀬戸ヶ島埋立地における養殖事業の事業化に向けた調査・研究に関する協定書

2 協定の相手方

- (1)会社名：Proximar 株式会社
- (2)所在地：神奈川県横浜市（本社）、静岡県小山町（養殖場）
- (3)代表者：ヨアキム・ニールセン（CEO）
- (4)資本金：1,000 万円
- (5)概 略：日本で、閉鎖型循環養殖システムを用いたアトランティックサーモンの養殖事業を行うことを目的に、Proximar Seafoods AS(プロキシマーシーフード社)が、平成 27 年（2015 年）に設立される。
同社の日本法人 Proximar 株式会社がアトランティックサーモンの陸上養殖施設（最大生産能力 6,300 トン）を静岡県小山町で令和 4 年（2022 年）より操業開始。
現時点で、国内におけるサーモン養殖では最大規模。

3 調査・研究事項

- (1)瀬戸ヶ島埋立地の地盤強度等の立地環境に関すること
- (2)種苗生産施設の立地箇所に関すること
- (3)光熱水費等の生産コスト低減に関すること
- (4)浜田市の水産事業者等との協業に関すること
- (5)その他必要と認めること

4 協定書締結日

令和 7 年 5 月 22 日（木）

5 協定期間

協定書締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※更新規程あり

6 想定される事業計画

- (1)施設規模：瀬戸ヶ島埋立地約 4.0 ヘクタールの活用を予定
- (2)魚 種：サーモン（アトランティック又はトラウト）
- (3)生 産 量：当面は 3,000 トン／年を想定
- (4)生 産 額：30～40 億円／年を想定



7 期待される効果

- (1)瀬戸ヶ島埋立地の有効活用
- (2)年間を通じて供給可能な新たな浜田産水産物の創出
- (3)雇用の創出（30 名以上）
- (4)加工業者等地元企業との連携による地域活性化
- (5)浜田港を活用した海外輸出

8 共同で取組む主な検討事項

- (1)地質調査：養殖施設の荷重に耐えうる敷地か調査
- (2)地下海水量調査：地下海水の水量と水質の調査
- (3)種苗生産施設適地調査：真水を確保可能な適地の調査

9 今後のスケジュール（予定）

日付	内容
令和 7 年 5 月 22 日	協定書締結
令和 7 年度中	3 調査・研究事項(1)及び(2)に関する調査・研究
令和 8 年度中	立地可否について決定
（立地決定の場合） 令和 8～9 年度中	事業計画の作成